

Title	台湾における刑事控訴制度の成立と展開（2・完）
Author(s)	胡, 逸維
Citation	阪大法学. 2023, 72(5), p. 103-131
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/90009">https://doi.org/10.18910/90009</a>
rights	
Note	

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

# 台湾における刑事控訴制度の成立と展開（二・完）

胡 逸 維

- 一 はじめに
- 二 大清刑事訴訟律草案における刑事控訴制度
  - 1 控訴制度の概要
  - 2 控訴制度に関する評価
  - 3 大清刑事訴訟律草案の歴史的意義と展開
  - 三 一九二八年・一九三五年制定の中華民國刑事訴訟法における刑事控訴制度
    - 1 控訴制度の概要
    - 2 控訴制度に関する評価
  - 四 現行刑事訴訟法における刑事控訴制度
    - 1 控訴制度の概要
    - 2 控訴制度に関する評価
    - 3 一九二八年・一九三五年制定の中華民國刑事訴訟法における刑事控訴制度
      - 1 控訴制度の概要
      - 2 控訴制度に関する評価
    - 4 現行刑事訴訟法における刑事控訴制度
      - 1 控訴制度の概要
      - 2 控訴制度に関する評価
    - 5 新たな刑事控訴制度改革の動き
      - 1 改革の背景と控訴制度に関わる議論
      - 2 二〇一八年作成の「刑事訴訟法部分条文修正草案」における刑事控訴制度
      - 3 民法官法における刑事控訴制度
      - 4 二〇二一年作成の「刑事訴訟法部分条文修正草案」における刑事控訴制度
    - 六 おわりに（以上、本号）

## 五 新たな刑事控訴制度改革の動き

### 1 改革の背景と控訴制度に関わる議論

#### (一) 改革の背景

二〇一六（民国一〇五）年五月二〇日、中華民国第一四期總統蔡英文は、總統就任演説において、「新政府は司法改革についても積極的に推進する。これは現在、台湾の人々にとって、もつとも関心のある議題である。司法が国民感覚から離れ、国民から信頼されず、司法が犯罪の摘発に効果的ではなく、司法が正義を守る最後の一线ではなくなっていると、国民は感じ取っている。新政府の決意を示すため、我々は今年一〇月に司法国会を開催し、国民が実際に参加することを通じ、社会の力を取り入れ、共に司法改革を推進する。司法は国民のニーズに必ず応えなければならず、単なる法律専門家のための司法にとどまるのではなく、国民のための司法でなければならぬ。司法改革は単なる法律専門家の内部業務にとどまるのではなく、国民が参加する改革である。これは私が司法改革に向ける期待である」と訴えた。<sup>(93)</sup>

二〇一六（民国一〇五）年七月一日、總統府は、「總統府司法改革国会會議籌備委員会設置要点」を公布し、同年一月二日に「總統府司法改革国会會議籌備委員会」が設置され、「司法改革国会會議」の開催が計画された。

これ以降、「司法改革国会會議」<sup>(94)</sup>は、二〇一六（民国一〇五）年一月一日から二月三十一日までの「意見募集（第一段階）」、二〇一七（民国一〇六）年二月二〇日から六月三日までの「グループ會議（第二段階）」、二〇一七（民国一〇六）年八月二二日の「総括會議（第三段階）」の三段階に分けて進められた。<sup>(95)</sup>

第一段階の意見募集は、司法改革国会会議のホームページ、総統府の目安箱、法律扶助協会などにより行われていた。

次に、第二段階においては、第一段階で得た意見をその内容別に、「被害者及び社会的弱者を保護する司法」、「国民が信頼できる公正な司法」、「権限と責任が一致した高効率な司法」、「参加型で透明性があり身近な司法」、「社会の安全を維持する司法」の五類型に分類し、五類型それぞれのワーキンググループ（以下、「グループ」と呼ぶ）に送られた。<sup>96</sup> そのうち、刑事上訴制度改革については、「効果的で無駄のない法院組織と手続の整備」という議題として、「国民が信頼できる公正な司法」のグループにより扱われた。<sup>97</sup>

その後、各グループは、議題について検討を加え、改革内容・方針などを議決した。その中で、刑事上訴制度の問題点について、司法院は、「現行の上訴制度のうち、第二審は『覆審制』であり、第一審が証拠調べをした証拠について第二審は、完全に重複して取り調べなければならない。また、当事者も新たな証拠を提出することができるとされ、第二審は、事実の認定を最初から行わなければならない。第三審は『事後審制』の法律審であり、原則として、事実の取調を行わないものとされ、当事者は法令違反のみを理由として上告することができる。もともと、実際は、事実誤認と法令違反を明白に区別することは困難であり、その結果、原判決の事実誤認の有無も、ある程度は、第三審の審査の範囲に入っている。また、第三審法院は、原判決を破棄した後、原則として、下級審法院に差し戻さなければならない。第二審は控訴された事件のみならず、第三審法院により差し戻された事件の審理も行わなければならない」とし、「その結果、現在の制度は、『田柱型』（一審、二審、三審という各審級に、それぞれ同様の資源が要される）の訴訟制度であって、司法に関連する資源が有効に利用されていない等の批判にもさらされてきた。さらに、事実審が二つあるため、当事者も二審が主戦場であると認識し、みだりに控訴を申し立てる。

控訴が当事者に証拠の偽造・改ざん、共犯もしくは証人と共謀して虚偽の供述をさせる機会を与える。そのため、上級審が誤謬のある判断を行う危険性も高まる」、「このような手続の重複は、明らかに審判の意義が失われたことを意味するものである」とし、上訴制度について、「原則として、第二審は事後審であり、法律審の機能を有するべきであり、例外的に、統審制により当事者の具体的救済を図れば足りる」、「第二審の事後審制化にあわせて、第三審の法律審の性質をより強調するため、第三審は、厳格な法律審兼上告許可制化」という改革案が提出されていた。<sup>(98)</sup>

その後、二〇一七（民国一〇六）年四月一〇日に、「国民が信頼できる公正な司法」のグループにおいては、「第一審の充実化、第二審の事後審または厳格な統審制化、第三審の厳格な法律審兼上訴（告）許可制化」を内容とする審級制度の「ピラミッド構造化」が議決された。<sup>(99)</sup>

第三段階においては、二〇一七（民国一〇六）年八月一二日の総括会議で、各グループ会議の決議について、「司法制度への国民参加の推進」、「透明で開かれた司法の強化」、「専門的で中立な司法体制の整備」、「法曹の養成・昇任の改善」、「不適任な法曹の淘汰・監督」、「証拠法則・無辜救済の完備」、「プライバシー・社会的弱者の権利保護」、「青少年保護機制の創設」、「犯罪の有効な摘発」、「修復的正義の実践」、「社会的文脈に密着した法学・法治教育」、「濫訴防止・効率的司法の促進」などの一二個の改革目標が確定した。<sup>(100)</sup> 現在、司法改革は、司法院、行政院などの政府機関を中心に、それぞれの決議内容に基づいて進められている。

## （二）控訴制度に関わる議論

刑事控訴制度の改革について、司法院によれば、「現行刑事訴訟法は、二〇〇二年、二〇〇三年の改正後、訴訟進行の主導権を裁判官に委ねる『職権主義』から、原則として、当事者に委ねる『改良式当事者進行主義』へと転

換した。これをふまえて、制度上、第一審事件については、原則として、三人の裁判官により構成される合議体の審理により、証拠調べ手続の主導権は、当事者双方に委ねるものとされた。さらに、証拠については、いかなる条件が満たされれば、事実認定に利用できるかについて規定も厳格化された。これらの点から、第一審の事実審の役割はすでに堅実な基礎を有していると評価することができる。また、関連する統計からも上訴制度改革の時機や条件については、すでに整ったと説明することができる。さらに、現行制度は、一九四七年改正前の日本の刑事上訴制度と類似しているため、その改革の方向性と成果（日本）については、我が国にとって、参照する価値があるものである（傍点筆者）」とされている。<sup>(10)</sup>

ところで、上記のような刑事控訴制度の改革の方向性は、二〇一七（民国一〇六）年の司法改革国会会議において初めて提起されたものではなく、二〇年あまり前の一九九九（民国八八）年七月六日から八日に開催された「全国司法改革会議」において打ち出されていた。すなわち、同会議は、「現行制度は、事実審が二つあるものとされ、第二審の審理は、覆審制であるため、第一審が軽視され、事件は第二、三審の間で行き来することとなり、二審の裁判官にはつらいものがある。訴訟制度の審級構造は円柱型の不合理な現象が示されている。これらの問題は、第一審の事実審の役割が十分に果たされていないことを意味する。この点についてさらに検討する必要がある」、「当事者主義を原則とする訴訟を設計して、第一審の充実化、第二審の事後審制化という改革をすれば、上記の問題を回避することができる。また当事者の権益も保障することができ、さらに、裁判官の負担を軽減し、裁判の質を向上したりすることもできる。公平・正義の迅速な実現によって、司法の威信を維持することもできる。<sup>(11)</sup>第一審の充実化、第二審の事後審制化、第三審の厳格な法律審化によって、司法に関連する資源を有効に利用し、改めて各審級の任務を分配して、各審級の役割を果たさせ、第三審法院に法律問題を深く研究させる」ことを理由とした「第

一審の充実化、第二審の事後審制化、第三審の厳格な法律審兼上訴（告）許可制化」を内容とする審級制度の「ピラミッド構造化」の改革案がすでに示されていたのである。<sup>(10)</sup>

そのうち、刑事控訴制度については、控訴理由、証拠調べ・審理の範囲、判決の方式などを制限するといった内容の改革案が示された。司法院、民間団体、最高法院学術研究会によれば、このような提案は、現行日本の刑事控訴制度を参考にしたものであるという。<sup>(11)</sup>

一九九九（民国八八）年以降、司法院と行政院は、全国司法改革会議の改革の方向性に基づいて検討を加え、二〇〇四（民国九三）年一月七日に、立法院に、「第一審の充実化、第二審の事後審制化、第三審の厳格な法律審兼上訴（告）許可制化」などを内容とする「刑事訴訟法部分条文修正草案」を提出した。<sup>(12)</sup> 同修正草案は刑事控訴制度について、第二審は、事後審制であり、特別の規定がある場合を除き、「原判決に法令の違反があつてその違反が判決に影響を及ぼす」とき、「原判決に事実の誤認があつてその誤認が判決に影響を及ぼすことが明らかである」とき、または「刑の量定もしくは保安処分が明らかに不当である」とき、当事者またはその他の上訴権者は控訴をすることができるとする。また、「原判決に再審の請求をすることができるとする事由がある」こと、「刑罰の変更、免除または被告人が赦免もしくは死亡した場合」、控訴をすることができるとする。控訴審は原則として事後審制であり、続審制は例外である。第二審法院は、原審が取り調べた証拠及び原判決が認定した事実に基づいて、控訴理由として指摘された事項を調査しなければならない」と規定する。<sup>(13)</sup>

ところが、この修正草案に対して、当時の立法院においては、反対意見が強かったとされ、また、会期不継続の原則のため、審議されなかった。<sup>(14)</sup>

その後、二〇一七（民国一〇六）年の司法改革国会議を契機に、刑事控訴制度の改革に関して再び議論がなさ

れた。司法院は、一九九五年の本院の司法改革委員会及び一九九九年の全国司法改革会議以来、ピラミッド型の刑事訴訟制度の構築は、本院の努力目標である。二〇〇三年の刑事訴訟法改正においては、交互尋問、厳格な証拠法則、事件について原則として合議体の審判によることなどの新たな訴訟制度が新設され、第一審の眞実発見の機能の強化の部分については、すでに効果が現れている。しかし、二、三審の訴訟制度の改革は、依然として、進められておらず、長きにわたって解決されない事件も少なくはなく、司法の効率の向上に影響を与えている。そのため、本院は、二〇一七年の総統府司法改革国是会議で、第一審の充実化、第二審の事後審兼統審制化、第三審の厳格な法律審兼上訴(告)許可制化を内容とする審級制度のピラミッド構造化を提出したのである。また、こうした改革の提案は、参加の委員の同意を得て、改革の目標として確定された<sup>(10)</sup>としている。

司法改革国是会議の開催と同時に、司法院は、二〇一七(民国一〇六)年六月二二日に、「刑事上訴制度変革研修委員会」を設置し、刑事上訴制度の改革と条文の具体化も進めた。二〇一八(民国一〇七)年二月、二〇一八年刑訴修正草案<sup>(10)</sup>が作成され、同年六月二六日の司法院第一七〇次院会の決議により、行政院に送付された。同草案は、二〇一九(民国一〇八)年七月二九日に、立法院の審議に送付されていたが、会期不継続の原則のため、審議されなかつた<sup>(11)</sup>。現在、刑事控訴制度改革の推進は、司法院の「刑事上訴制度研修諮詢會議」を中心にして進められている<sup>(11)</sup>。

## 2 二〇一八年作成の「刑事訴訟法部分条文修正草案」における刑事控訴制度

### (一) 控訴制度の概要

二〇一八年刑訴修正草案の下では、地方法院の第一審判決に不服があつて控訴をするときは、管轄の第二審高等法院に対してこれを行わなければならない(同草案三六一條<sup>(12)</sup>)。その手続は、概要、以下の通りである。

すなわち、控訴提起期間は二十日間とされ、控訴の申立てをするには、原審法院に申立書を提出しなければならない（台湾刑訴法三四九条、三五〇条一項）<sup>(15)</sup>。控訴は、特別の規定がある場合を除き、判決に法令の違反があること、訴訟手続に法令の違反があることを理由とするときに限り、これを行うことができる（二〇一八年刑訴修正草案三六一一条の一（一項）、三六一一条の二（一項））。ここにいう特別の規定とは、同草案三六一一条の四から三六一一条の六をいい、その内容は、次の通りである。

① 原判決に事実の誤認があつてその誤りが判決に影響を及ぼすことが明らかである場合、判決の刑、没収または保安処分が明らかに不当である場合（同草案三六一一条の四）、

② やむを得ない事由によつて原審の弁論終結前に取調を請求することができなかった証拠、弁論終結後に新たに発見した新事実・新証拠（弁論終結前にすでに存在し、その後発見し、または弁論終結後に成立した事実・証拠を指す）があつて三六一一条の四条に規定する控訴申立ての理由がある場合（同草案三六一一条の五）、

③ 原判決があつた後に刑の廃止、変更もしくは免除があり、または被告人が赦免、死亡もしくは被告人たる法人が存続しなくなった場合（同草案三六一一条の六）である。

二〇一八年刑訴修正草案三六一一条の七によれば、同草案三六一一条の一、三六一一条の二、三六一一条の四の事由により控訴を申し立てる場合には、その申立書には理由を述べ、さらに、原審が取り調べた証拠及び訴訟記録を引用し、原判決が控訴理由に当たるとする具体的事項を指摘しなければならない、

同草案三六一一条の五の事由により控訴を申し立てる場合には、その申立書には理由を述べ、さらに、やむを得ない事由によつて証拠の取調を請求することができなかった事情、新たに発見した新事実・新証拠の発見時点を疎明し、同時に証拠の取調請求を提出し、証明しようとする事実との関係を記載しなければならない、

同草案三六一一条の六の事由により控訴を申し立てる場合には、その申立書には理由を述べ、さらに、その証明の方法を記載しなければならない。

控訴の申立てについて、二〇一八年刑訴修正草案三六一一条の七の規定によらない場合には、控訴提起期間終了後二十日以内に、原審法院に理由書または証拠の取調の請求書を補足提出しなければならない。これらを補足提出しない場合、原審法院は期間を定めて補正を命じなければならない(同草案三六一一条の八(一項)<sup>(11)</sup>)。控訴の申立てが法律上の方式に合致しない、または法律上許容できない、若しくは控訴権消滅後に行われた場合には、原審法院は、決定をもって控訴を棄却しなければならない<sup>(12)</sup>。ただし、法律上の方式に合致しないときであっても、補正することができる場合には、期間を定めて補正を命じなければならない(同草案三六二一条一項)。それ以外の場合は、訴訟に関する書類及び証拠物については、原審法院は速やかに第二審法院に送付しなければならない(同草案三六三条一項)。

控訴の審理には、別段の規定がある場合を除き<sup>(13)</sup>、第一審裁判の規定が準用される(同法三六四条)。申立書に具体的な理由を述べない、控訴の申立てが法律上の方式に合致しない、または法律上許容できない、若しくは控訴権消滅後に行われた場合には、第二審法院は、判決をもって控訴を棄却しなければならない(二〇一八年刑訴修正草案三六七一条一項前段<sup>(14)</sup>)。第二審では、弁護人がない場合、第二審法院の審判長は、被告人のために公設弁護人または弁護人を指定しなければならない(同草案三六四条の一(一項前段)<sup>(15)</sup>)。第二審法院が調査する前に、審判長は、検察官、出頭の代理人または弁護人に控訴の趣旨を陳述させなければならない(同草案三六五条<sup>(16)</sup>)。第二審法院は、控訴理由として指摘された事項に限り、調査しなければならない。ただし、三六一一条の二(一項)、三六一一条の六の事項、三六一一条の四の事項(かつ職権で調査をしなければ公平正義に反すると認めるとき)、免訴事由の有無、

事実の援用にあたる法令の適用の確認、原審弁論終結後に発見した判決の刑、没収または保安処分に影響を及ぼすに足りる事項について、職権で調査をすることができる（同草案三六六条）。すなわち、控訴の審理における争点の設定は、原則として、当事者によるものとされる。

第二審法院は、原審が取り調べた証拠及び原判決で認定された事実を基礎として、判決を行わなければならない。ただし、訴訟手続及び職権で調査をする事項については、事実の取調をすることができる。控訴の申立てが三六一条の五による場合、さらに、三六一条の七（二項）の規定により証拠の取調の請求があった場合には、第二審法院は、当該事実または証拠を取り調べなければならない（二〇一八年刑訴修正草案三六六条の一（一）、二項）。証拠能力があり、かつ原審が適法に取り調べた証拠については、第二審法院は、直接その判断の根拠とすることができる（同草案三六六条の二）。

第二審法院は、控訴理由がないと認めるときは、判決をもって控訴を棄却しなければならない（二〇一八年刑訴修正草案三六八条一項<sup>12)</sup>）。第二審法院は、控訴理由がなくとも、原判決に所定の事由<sup>13)</sup>があると認めるときは、原判決中の控訴された部分を破棄<sup>14)</sup>し、特別の規定がある場合を除き、控訴された事件についてさらに判決をしなければならない（同草案三六九条<sup>15)</sup>）。ここにおいて、特別の規定とは、同草案三六九条の一に規定する場合である。この場合において、第二審法院は、判決をもって事件を原審法院に差し戻さなければならない<sup>16)</sup>。ただし、当事者双方の合意があり、かつ第二審法院も、適切であると認めるときは、その事件について自ら判決をすることができる<sup>17)</sup>。

## （二）控訴制度に関する評価

### （1）「事後審兼統審制」に関する評価

二〇一八年刑訴修正草案下における刑事控訴制度は、「控訴理由の有無の判断(第一段階)」、「控訴理由の有無に応じた事件の処理(第二段階)」の二段階から構成されていた。こうした刑事控訴制度について、司法院は、「事後審兼統審制」であるとしている<sup>(12)</sup>。

二〇一八年刑訴修正草案の説明書によれば、「事後審」とは、第一審判決を基礎にして、その証拠資料により、第一審の判決における事実の認定及び法律適用の誤りの有無について、事後審査を行うものである。すなわち、事後的に原判決の可否を審査し、原則として、第二審の立場で、証拠を取り調べたり、事実を認定したりはしないとされている<sup>(13)</sup>。

すなわち、「控訴理由の有無の判断」という第一段階においては、第二審法院が所定の控訴理由を中心に、事後的に原判決の可否を審理することが想定されていたため、「事後審」であるとの評価が導かれることになる。

次に、同草案の刑事控訴制度が「事後審兼『統審』制」であるとの司法院の説明によれば、第二審法院は、控訴理由があり、または控訴理由がなくても、原判決に所定の状況があると認めるときは、原判決中の控訴された部分を破棄し、特別の規定がある場合を除き、控訴された事件についてさらに判決をしなければならぬ(同草案三六九条二項)のであり、この第二段階の事件処理においては、第一審の判決の直前の状態に戻ってその審理が継続されることとなる。

もつとも、この点について、その規定内容や草案の説明書には、「どのように」、「事件それ自体」を「審理」するかについて明確な規定は設けられてはいない。すなわち、同草案三六九条の規定の実質的内容は、台湾刑法三六九条一項の規定と変わりはない。くわえて、同説明書においても、「第二審は、『統審』制でもあるため、事実の調査の役割を有する」ことが強調されていたものの、第二審の審理においては、第一審の判決の直前の状態に

戻ってその審理を継続するか否かという点については説明がない。

とはいえ、覆審制である控訴審においても事件の審理が重複して行われるために、第一審の事実認定の比重が低下してきていること、裁判の重複は訴訟経済に反し、司法に関連する資源が有効に利用されていない等の理由により、刑事控訴制度を批判する議論があつたことをふまえるならば、同説明書における「統審制」の語についても、やはり第二審は、第一審の判決の直前の状態に戻ってその審理を継続することが想定されてはいたものと解するのが相当であろう。

そこで、この刑事控訴制度について、「三つの観点から導き出される控訴審の分析枠組」を用いて検討してみると、第一段階において、控訴審の審判の対象は、第一審の判決であり、第一観点では、「第一審判決・審理型」(事後審制)に分類される。もつとも、第二段階において、第二審法院は、控訴された事件についてさらに判決をする(二〇一八年刑訴修正草案三六九条二項参照)。事件の処理を見てみると、控訴審の審判の対象は、事件それ自体であり、この点では、「事件審理型」に分類することができる。そこで、次に、第二観点を見てみると、第一審と控訴審の間には、資料遮断の仕組みは存在していないため、「事件審理・資料非遮断型」となり、第三観点について、「事件審理・資料非遮断・審理継続型」(統審制)に分類されることとなる。もつとも、この事件それ自体を審理する前に、第一審の判決の可否を判断することは、必要なものであるとされる。

すなわち、二〇一八年刑訴修正草案下における刑事控訴制度は、「第一審判決・審理型」(事後審制)<sup>132</sup>と「事件審理・資料非遮断・審理継続型」(統審制)<sup>133</sup>の組み合わせであるように思われる。

## (2) 「事後審兼統審制」下における事後審・統審それぞれの役割の再確認

ところで、二〇一八年刑訴修正草案三六一条の五を理由として控訴を申し立てる場合、控訴審の調査義務、事実

の取調べの範囲は拡張されることになっていた(同草案三六六条の一〔二項〕参照)。これについて、同草案の説明書は、「控訴は(事後審)兼続審制であるため、具体的救済の目的を有するのである。真実の発見を追求し、冤罪を回避するため、当事者がやむを得ない事由によって原審の弁論終結前に取調を請求することができなかった証拠、弁論終結後に新たに発見した新事実・新証拠により、原判決に事実の誤認があつてその誤りが判決に影響を及ぼすことが明らかである場合、判決の刑、没収または保安処分が明らかに不当である場合、第二審法院に控訴をすることを許すべきである」<sup>(134)</sup>、「控訴審は、部分的な事実審査兼続審制の役割を有しており、三六一条の五に規定する事項の存否について、第二審法院の判断は、原判決を破棄するか否か、さらに自ら判決をするか否かという問題にも及ぶ。そこで、原判決が認定した事実拘束されないため、当事者が三六一条の七(二項)により調査を請求するときは、第二審法院は、事実及び証拠について調査しなければならない」<sup>(135)</sup>とされている。

もつとも、上記の説明では、本来、「『どのように』、『事件それ自体』を『審理』するか(控訴された事件についての審理方法)」「(第二段階)に関する概念が、『どのような基準』により、『判決の当否』を『判断』するか(第一審の判決の当否を判断するにあたる基準)」「(第一段階)の説明として用いられている。そのため、同草案の刑事控訴制度において分けられていた二段階の審理それぞれの役割、及び前後の順位が混乱するほか、本質的には、異なる「刑事控訴制度」——すなわち、控訴審が「第一審判決、審理型」であるとされる場合、「第一審の判決(の当否)」が問題とされるのに対して、「事件審理・資料非遮断・審理継続型」であるとされる場合、「事件それ自体」が問題とされるのである——を混同させてしまうという誤謬も生じたのである。

確かに、二〇一八年刑訴修正草案三六一条の五を理由として控訴を申し立てる場合、控訴審の調査義務、事実の取調べの範囲は拡張されていたことがわかる。しかし、控訴審の審判の対象は、それに伴い、「控訴された

事件それ自体」となるわけではなく、依然として、「第一審の判決（の当否）」である。また、このことから、事後審（第一審判決、審理型）、続審制（事件審理・資料非遮断・審理継続型）それぞれの特徴について、同草案の説明書においては、的確に把握されてはいないことがうかがわれる。

### 3 国民法官法における刑事控訴制度

#### （一）国民法官制度の概要

二〇二〇（民国一〇九）年八月二二日に、「国民法官法」<sup>136</sup>が公布され、二〇二三（民国一一二）年一月一日より施行されることになっている<sup>138</sup>。国民法官制度は、国民が法官と共同して刑事裁判に参加し、司法の可視性を向上させ、国民の正当な法感情を反映しつつ、国民の司法に対する理解及び信頼を増進させながら、国民主権の理念を顕出させることを目的とするものである（同法一条）。

国民法官制度の対象となる事件は、少年刑事事件及び「毒品（麻薬）危害防止条例」に違反する罪の事件を除き、主刑が一〇年以上の有期徒刑に当たる罪に係る事件、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪に係るものうち、検察官が公訴を提起し、かつ地方法院が管轄する第一審事件に該当するものであり、その審理は、法官三人と国民法官六人の合議体により行われる（国民法官法三条一項、五条一項<sup>139</sup>）。国民法官は法官とともに、対象事件の事実認定、法令の適用、刑の量定を行う。証拠能力、証拠調べの必要性もしくは訴訟手続に関する判断、または法令の解釈については、法官のみにより行われる（同法八条、六九条一項）。

#### （二）控訴制度の概要

国民法官法の下では、地方法院の第一審判決に不服があつて控訴をすることができるときは、管轄の第二審高等法院に対してこれを行わなければならない（同法四条、台湾刑法三六二条）。その手続は、概要、以下の通りで

ある。

すなわち、控訴提起期間は二十日間とされ、控訴の申立てをするには、原審法院に申立書を提出しなければならない<sup>(14)</sup>。(台湾刑訴法三四九条、三五〇条一項)。

国民が審判に加わった事件が控訴された場合、上訴審法院は、国民参加審判制度の趣旨に従い、適切にその審査の権限を行わなければならない(国民法官法九一条)。

第二審法院は、控訴理由があり、または控訴理由がなくても、原判決が不当または違法である場合、原判決中の控訴された部分を破棄しなければならない。ただし、事実の認定については、原判決が経験則または論理則に反し、それが判決に影響を及ぼすことが明らかでなければ、第二審法院は、これを破棄することができない(国民法官法九二条一項)。原判決が破棄された場合、第二審法院は、控訴された事件についてさらに判決をしなければならない(同法九二条二項前段<sup>(14)</sup>)。証拠能力があり、かつ原審が適法に取り調べた証拠については、第二審法院は、直接その判断の根拠とすることができる(同法九〇条二項)。当事者、弁護人は、第二審法院において、新たな証拠調べを請求することができない。ただし、①六四条一項一款(当事者、弁護人とも同意し、かつ法院が適切であると認めるとき)、四款(審判中の証人の供述の内容を争うため、かつ必要があるとき)、六款(提出が許されなければ公平性が失われるとき)に規定する事由があったとき、②過失ではなく、第一審において請求することができなかったとき、③第一審の弁論終結後に存在し、または成立した事実・証拠があったとき、かつ取調をする必要があると認めるときは、この限りでない(同法九〇条一項)。

### (三) 控訴制度の「統審制」に関する評価と問題

この国民法官法における刑事控訴制度について、司法院は、「第二審の核心は統審制である。証拠能力があり、

かつ原審が適法に取り調べた証拠については、第二審法院は、直接その判断の根拠とすることができる。第二審法院は、原判決を破棄するときは、当事者の審級の利益を維持する必要があると認める場合は、事件を原審法院に差し戻すことができる」としている<sup>(14)</sup>。

もつとも、学説には、「国民法官法」では、「現行の覆審構造を変更するかしないか明言していない」が、「やむを得ない事由によつて第一審手続において請求することができなかったものを除き、控訴審では新たな証拠調べを請求することは認められず（法九〇条一項）、また、事実認定については、第一審判決の認定に経験則・論理則に反する点があり、かつそれが判決に影響を及ぼすことが明らかである場合を除き、第一審判決を破棄してはならない旨規定する（法九二条一項）など、控訴審には、相当程度、事後審的な性格が付与されている。他方、証拠能力があり、第一審において適式に取り調べられた証拠は、控訴審において改めて取り調べなくても、ただちに判断資料とすることができるし（法九〇条二項）、また、控訴審が第一審判決を破棄するときは、一定の事由に当たる場合を除き、事件を原審に差し戻さず、自判するのを原則とする（法九二条二項）など、覆審ないし続審の性格も維持している」と説明するものもある<sup>(15)</sup>。

すなわち、国民法官法八九条以下の控訴に関わる規定を見る限りでは、国民が審判に加わった事件が控訴された場合、第二審法院は、できる限り、第一審の判断を尊重すべきであるという趣旨が強調されている。しかし、第二審は、「統審制」であり、その審理は、第一審の判決の直前の状態に戻つてその審理を継続するという建前は見えはこなかったのである。このことは、同法には、第二審法院が、「どのように」、「事件それ自体」を「審理」するかについて明確な規定が設けられていないことと無関係ではないと考えられる。

とはいえ、同法が考慮に入れたものと考えられるこれまでの刑事控訴制度を批判する議論の内容をふまえるなら

ば、上記の司法院の説明における「統審制」の語について、第二審は、第一審の判決の直前の状態に戻ってその審理を継続することが想定されてはいたものと解するのが相当であろう。

このような理解を前提とすると、国民法官法下における刑事控訴制度は、「三つの観点から導き出される控訴審の分析枠組」の下では、「事件審理・資料非遮断・審理継続型」(統審制)に分類されることになる。もつとも、このことから、この刑事控訴制度が、二〇一八年刑訴修正草案下における刑事控訴制度(「第一審判決審理型」と「事件審理・資料非遮断・審理継続型」の組み合わせ)と同一のものではないことがうかがわれる。

#### 4 二〇二一年作成の「刑事訴訟法部分条文修正草案」における刑事控訴制度

##### (一) 控訴制度の概要

その後、「刑訴上訴制度研修諮詢会議」は、刑事控訴制度を国民法官法の関連規定と整合させるため、二〇二一年(民国一一〇)年五月一三日に、二〇一八年刑訴修正草案の「第二審の事後審兼統審制化」を「第二審の統審制化」に改めるという改革の方針を提出した。<sup>(14)</sup>

二〇二一年(民国一一〇)年二月一日、司法院は、第一九八次院会をもって、二〇二一年刑訴修正草案<sup>(15)</sup>を採択し、行政院に送付した。<sup>(16)</sup>

二〇二一年刑訴修正草案は、上訴制度全般については、台湾刑訴法三四六条の「原審の代理人または弁護人は被告人の明示の意思に反しない限り、被告人の利益のため、被告人に代わって上訴をすることができる」とする規定を、「原審の代理人または弁護人は被告人の明示の意思に反しない限り、被告人の利益のため、被告人の名義を用い、上訴をすることができる」(同草案三四六条)と改めた。

控訴制度については、①台湾刑訴法三六九条一項但書の「原判決が不当に管轄違い、免訴もしくは不受理を言い

渡したときは、第二審法院はその判決を破棄し、事件を原審法院に差し戻すことができる」とする規定を、「原判決が不当に管轄違い、免訴もしくは不受理を言い渡したとき、または当事者の審級の利益を維持する必要があるときは、第二審法院はその判決を破棄し、事件を原審法院に差し戻すことができる」(同草案三六九条一項但書)と改めた。

②台湾刑訴法三六八条の「第二審法院は、控訴理由がないと認めるときは、判決をもって控訴を棄却しなければならぬ」とする規定を、同三六八条一項とし、「前項の場合には、同時に緩刑(執行猶予)を言い渡すことができる」(同草案三六八条二項)、

③「当事者、代理人、弁護人または保佐人は、第二審法院において、新たな証拠調べを請求することができない。ただし、当事者、弁護人とも同意したとき、第一審の弁論終結後に存在し、または成立した事実・証拠があったとき、審判中の鑑定人の意見または証人の供述の内容を争うために必要があるとき、故意ではなく、第一審において請求することができなかったとき、提出が許されなければ公平性が失われるときで取調をする必要があると認めるときは、この限りでない。証拠能力があり、かつ原審が適法に取り調べた証拠については、第二審法院は、直接その判断の根拠とすることができる」(同草案三六六条の一)といった諸規定が新設された<sup>(19)</sup>。

それ以外には、刑事控訴制度の基本的内容は、台湾刑訴法とほとんど変わりはなかった。

## (二) 控訴制度の「統審制」に関する評価と問題

この二〇二一年刑訴修正草案における刑事控訴制度について、司法院は、「統審制」であるとし、「証拠能力があり、かつ原審が適法に取り調べた証拠を、第二審法院においてさらに重複して取り調べることは、当事者の訴訟権益の保障にとって有益ではなく、さらに訴訟経済に反するおそれもある」ため、「覆審制の第二審を統審制に改め

て、証拠能力があり、かつ原審が適法に取り調べた証拠については、第二審法院は、直接その判断の根拠とすることができ、第二審法院が新たな証拠調べをすることができないとの原則と例外規定を新設することによって、効果的な刑事審判を実現する」ものであるとしている<sup>(14)</sup>。

二〇二一年刑訴修正草案の刑事控訴制度は「第二審は『統審制』であると改めた。第二審の審理は、原審の審理を『統行』するものとなる」とする同草案の説明書<sup>(14)</sup>によれば、第二審は、第一審の判決の直前の状況に戻ってその審理を継続することとなる。

もつとも、この点について、その規定内容や草案の説明書からは、「どのように」、「事件それ自体」を「審理」するかについて明確な規定は設けられてはいない。すなわち、同草案下における刑事控訴制度の実質的内容は、新たな証拠調べの請求に関する制限、証拠能力があり、かつ原審が適法に取り調べた証拠については、第二審法院は、直接その判断の根拠とすることができる旨定める同法三六六条の一を除き、台湾刑法とほとんど変わりはない。くわえて、同説明書においても、第二審の審理が第一審の判決の直前の状況に戻ってその審理を継続するものであるとの説明はなかつた<sup>(15)</sup>。

とはいえ、同修正草案が前提としているものと考えられるこれまでの刑事控訴制度を批判する議論の内容をふまえるならば、同説明書における「統審制」の語についても、やはり第二審は、第一審の判決の直前の状態に戻ってその審理を継続することが想定されてはいたものと解するのが相当であろう。

このような理解を前提とすると、二〇二一年刑訴修正草案下における刑事控訴制度について、「三つの観点から導き出される控訴審の分析枠組」を用いて検討してみると、控訴審の審判の対象は、事件それ自体であり、第一観点では、「事件審理型」に分類されるように思われる。そこで、次に、第二観点を見てみると、第一審と控訴審の

間には、資料遮断の仕組みは存在していないため、「事件審理・資料非遮断型」となり、第三観点について、「事件審理・資料非遮断・審理継続型」(統審制)に分類されることになろう。

(93) 中華民國總統府「總統府新聞『中華民國第一四任總統蔡英文女士就職演說』」<https://www.president.gov.tw/NEWS/20444> (最終閲覧日：二〇二二年五月九日)。

(94) 同会議は、政府の司法改革方針の作成に協力する任務型(職務完了後に解散)の諮詢会議である。總統府「總統府司法改革國是會議成果報告」(總統府、二〇一七年) 四頁。

(95) 總統府・前掲注(94) 一〇—一二頁。

(96) 總統府・前掲注(94) 一四頁。

(97) 總統府司法改革國是會議「第二分組第四次會議」討論事項說明」<https://justice.president.gov.tw/meeting/31> (最終閲覧日：二〇二二年五月九日)。

(98) 總統府司法改革國是會議「民刑事上訴程序改革」司法提供會議資料「資料編號二二二二討二」<https://justice.president.gov.tw/meeting/31> (最終閲覧日：二〇二二年五月九日)。

(99) 總統府司法改革國是會議「『總統府司法改革國是會議』第二分組第四次會議紀錄」<https://drive.google.com/file/d/0B2t8HAR635GMQnUzNVpJsZhrODA/view?resourcekey=0-0OeKEPwUHgU-FhtX89Lg> (最終閲覧日：二〇二二年五月九日)。

(100) 總統府・前掲注(94) 九四—一〇二頁。

(101) 前掲注(98)。

(102) この点について、司法院『全國司法改革會議實錄(下輯)』(司法院、一九九九年) 一六六頁は、「現行刑事訴訟法の基本構造は、職権主義であり、裁判官に証拠調べの権限を付与し、すべての訴訟進行は、裁判官に委ねられている。この制度は、施行されて以来、六〇年にわたって続いている。時代による社会の変遷、刑事概念の更新によって、当事者主義の精神を導入しようとし、檢察官の立証責任の強化、当事者及び弁護人の立会権の確保などの当事者対等主義の確立へと改正する方向に進んでいたが、職権主義の基本構造から脱却することはできなかった。長きにわたる運用の結果、法院、

検察官、被告人の三者の関係が極めて不均衡となった」と説明する。また、学説には、「この十数年、我が国（台湾）においては、さまざまな方面から新たな改革が進められてきた。これによって、未曾有の進歩が創り出された」が、「刑事訴訟制度は旧態依然のままである。新たな改革が進められて以降の社会と不調和な刑事訴訟制度が維持されてきた」。その結果、「人民は刑事被告人になった以上、その人権の保障については、政府の恩恵にしか頼れないとされ、被告人として、権利の保障を得ることができない。ところが、人民の権利と自由の保障それ自体は、本来、刑事司法の運用によって獲得され、または拡張されるものである。しかし、現実の社会と不調和な刑事訴訟制度は、単にこの使命を達成することができないのみならず、あえて人民の権利と自由を制限することになる。さらに、社会の進歩にも悪影響を及ぼすことになる」と説明するものもある。黄東熊「刑事訴訟法研究」（自版、一九九九年）一六七、一七六頁。

(103) 司法院・前掲注(102) 一七〇—一七〇二頁。

(104) もっとも、改革の時機については、「第一審が起訴状一本主義を採用し、当事者主義を徹底し、第一審において堅実な事実審が行われるようになった後」とする意見と、「第一審が堅実な事実審を徹底し、事実審の役割を果たしていた後」との意見に分かれ、合意が得られなかった。しかし、第一審の充実化、第二審の事後審制化という改革の方向性については、異論はなかった。司法院・前掲注(102) 一七五—一七九頁。

(105) 第五屆立法院第五會期第一次會議議案關係文書「院總第一六一號政府提案第九五二二號」(立法院、二〇〇四年) 政一一二頁。

(106) 前掲注(105) 政四一五、一九一四五頁。

(107) 總統府司法改革國是會議「刑事上訴程序改革」法務部提供意見「資料編號二二一計二」<https://justice.president.gov.tw/meeting/31> (最終閲覧日：二〇二二年五月九日)。

(108) 司法院「司法院研擬完成刑事金字塔訴訟制度架構新聞稿」<http://irs.judicial.gov.tw/GNNWS/NNWSS002.asp?id=312444> (最終閲覧日：二〇二二年五月九日)。

(109) その内容については、司法院「司法院研擬完成刑事金字塔訴訟制度架構新聞稿」(刑事上訴制度變革研修委員會) 擬刑事訴訟法部分條文修正草案初稿」<http://irs.judicial.gov.tw/GNNWS/NNWSS002.asp?id=312444> 参照。

(110) 司法院行政院「司法改革第五年次半年進度報告(附件)」(司法院行政院、二〇二〇年) 二二頁。

- (11) 司法院「司法院召開『刑事上訴制度研修諮詢會議』討論刑事金字塔訴訟制度之推動策略及方向新聞稿」<https://www.judicial.gov.tw/tw/cp-1887-425944383cc-1.html> (最終閲覧日：二〇二一年五月九日)。
- (12) そのうち、台湾刑訴法三四六条の「原審の代理人または弁護人は被告人の明示の意思に反しない限り、被告人の利益のため、被告に代わって上訴をすることができる」とする規定が、「原審の代理人または弁護人は被告人の明示の意思に反しない限り、被告人の利益のため、被告に代わって上訴をすることができる」(二〇一八年刑訴修正草案三四六条)と改められたことを除き、台湾刑訴法三四四条、三四五条、三四七条の上訴権者の規定は改正されなかった。そのほか、台湾刑訴法三四八条、三五三条から三五六条の一部上訴、上訴の放棄・取下げの規定も改正されなかった。
- (13) 申立書は相手方の人数に応じて謄本を提出しなければならない(同法三五〇条二項)。原審法院の書記官は、申立書の謄本を相手方に速やかに送達しなければならない(同法三五二条)。
- (14) 法規によらない判決または法規の適用が不当であるものは、法令の違反である(二〇一八年刑訴修正草案三六一条の二(二項))。
- (15) もっとも、前条(三六一条の二)一項の場合を除き、法令の違反があつてその誤りが判決に影響を及ぼさないことが明らかである場合には、控訴の理由とすることができない(二〇一八年刑訴修正草案三六一条の三)。
- (16) 控訴の相手方は、控訴の申立書または補正の理由書の送達を受けた日から二十日間以内に、答弁書を原審法院に提出することができ、検察官が相手方であるときは、控訴の理由について答弁書を提出しなければならない(同草案三六一条の八(二項))。
- (17) ただし、申立書が三六一条の七、三六一条の八(一項)の規定によらない場合には、これを適用しない(同草案三六二条二項)。
- (18) 被告人が召喚を受けて正当な理由がなく出頭しないときは、陳述を待たず直ちに判決をすることができる(台湾刑訴法三七一条)。
- (19) その事情について、補正することができるともかわからず、原審法院が補正を命じていないときは、第二審法院の審判長は期間を定めて補正を命じなければならない(同草案三六七条二項)。
- (20) 被告人は、公判期日に出頭することができ、法院は被告人に公判期日を通知しなければならない。ただし、法院は、

真実発見または被告人の出頭がその権利の保護のため重要であると認めるときは、被告人の出頭を命ずることができる（同草案三六四条の二（一項））。

(121) 第二審法院の口頭弁論は、檢察官、代理人、弁護人により行うものとされ、公判期日に、被告人の代理人、弁護人が出頭しないときは、檢察官または自訴代理人の陳述を聴いて直ちに判決を行わなければならない。ただし、この場合、出頭した被告人に事実及び法律についての意見陳述の機会を与えなければならない（同草案三六六条の三）。

(122) この場合には、同時に緩刑（執行猶予）を言い渡すことができる（同草案三六八条二項）。

(123) すなわち、訴訟手続に法令の違反があること、原判決に事実の誤認があつてその誤りが判決に影響を及ぼすことが明らかである場合、判決の刑、没収または保安処分が明らかに不当であること、原判決があつた後に刑の廃止、変更もしくは免除があり、または被告人が赦免、死亡もしくは被告人たる法人が存続しなくなったこと、免訴を言い渡すべきこと、事実の援用にあたる法令の適用の不当、同草案三六六条の五により取り調べられた後、原判決の刑、没収または保安処分が明らかに不当であることである。

(124) 被告人の利益のため原判決を破棄する場合において、破棄の理由が控訴をした共同被告人に共通であるときは、その利益は共同被告人にも及ぼされる（同草案三六九条の三）。

(125) もつとも、被告人による控訴または被告人の利益のための控訴の場合には、第二審法院は原審判決の刑より重い刑（宣告刑のみならず、合併罪が定める執行すべき刑も含まれる）を言い渡すことができない（同草案三七〇条一、二項）。第二審法院は、第一審判決により確認された事実を基礎として、判決を行った場合には、第一審の判決書に記載された事実、証拠及び理由を引用することができ、第二審において提出された被告人の有利な証拠が採択されなかったときは、その理由の記載を補充しなければならないとされ、第二審の判決は、上訴（告）をすることができるものとするときは、送達すべき判決正本にあわせて上訴（告）理由書及び許可上訴（告）申立書の提出期間を記載しなければならない（同草案三七三条、三七四条）。

(126) すなわち、①不法に、管轄違い・免訴・不受理を言い渡したとき、②法院の組織が違法であるとき、法律または裁判により判決に関与することができない裁判官が判決に関与したとき、特別の規定がある場合を除き、被告人が出頭しないにもかかわらず直ちに判決を行ったとき、本法によって弁護人を必要とする事件またはすでに弁護人を指定した事件につ

いて弁護人が出頭しないにもかかわらず直ちに判決を行ったとき、審理に関与しない裁判官が判決に関与したとき、③本法に特別の規定がある場合を除き、請求を受けた事項について、判決をしなかったとき、④法令の違反が事実の認定に影響を及ぼし、または事実の誤認が判決に影響を及ぼしたことにより、無罪を言い渡したとき（ただし、事実または証拠について、第二審法院が職権でこれを調査した場合には、この限りでない）である。そのうち、②の場合、申立書に具体的理由を述べない、控訴の申立てが法律上の方式に合致しない、または法律上許容できない、若しくは控訴権消滅後に行われた場合、原判決が免訴、不受理の判決である場合に控訴をするときは、第二審法院がその理由がないと認めて控訴を棄却し、または理由があると認めて事件を差し戻し、送付し、または移送する判決は、口頭弁論を経ずにこれを行うことができる（同草案三七二条）。

(127) そのうち、原判決が不当に管轄違いを言い渡したとき、第二審法院はその判決を破棄し、事件を原審法院に差し戻すことができる。第二審法院は原判決に不法な管轄違いを認め、かつ第一審の審判権を有するときは、第一審として判決を行わなければならない（同草案三六九条の一）。

(128) 前掲注（108）。

(129) 司法院「刑事上訴制度變革研修委員會」研擬刑事訴訟法部分條文修正草案初稿（司法院、二〇一八年）三八頁。

(130) 「事後審」の刑事控訴制度において、第二審法院は、原則として、「原判決の時」にたち、「原資料」に基づいて、第一審の判決の当否を判断しなければならない（二〇一八年刑訴修正草案三六六条の一（二項前段）参照。控訴審が「事後審制」であるとされていたのは、そのためであろう。ところが、原判決の時、及び原資料の基準については、同草案において、それぞれ一定の例外規定が設けられている。前者については、原判決があつた後に刑の廃止、変更もしくは免除または被告人が赦免、死亡もしくは被告人たる法人が存続しなくなった場合（同草案三六一一条の六参照）が挙げられる。すなわち、この場合には、第一審の判決の当否を判断する基準時は、「原判決の時」ではなくるのである。後者については、やむを得ない事由によって原審の弁論終結前に取調を請求することができなかった証拠、弁論終結後に新たに発見した新事実・新証拠により、原判決に事実の誤認があつてその誤りが判決に影響を及ぼすことが明らかである場合、判決の刑、没収または保安処分が明らかに不当である場合（同草案三六一一条の五参照）が挙げられる。すなわち、この場合には、原審に現れなかった証拠を提出することができ、第一審の判決の当否を判断する資料は、「原資料」ではなくるのである。

である。

- (131) 司法院・前掲注(129)六二頁。
- (132) 注(24)参照。
- (133) 注(26)参照。
- (134) 司法院・前掲注(129)四三頁。
- (135) 司法院・前掲注(129)五五―五六頁。
- (136) 「法官」は、「裁判官」を意味する。
- (137) 行政院の説明によれば、これは司法改革国会会議において採択された「司法制度への国民参加の推進」決議案に対応するものであるとされる。行政院「行政院會通過『國民參與刑事審判法』草案」<https://www.ey.gov.tw/Page/9277F759E41CCD91/7c21a7e015e407fa2c21e446726d26a> (最終閲覧日：二〇二二年五月九日)。
- (138) そのうち、主刑が一〇年以上の有期徒刑に当たるとする事件の適用は、二〇二六〔民国一五〕年一月一日より施行する。
- (139) 国民が審理に加わった事件の審理には、別段の規定がある場合を除き、法院組織法、台湾刑法及びその他の法律が準用される(同法四条)。
- (140) もっとも、控訴の申立ては、国民法官が一二条一項に規定する資格を有しない、または一三条、一四条に規定する事由があることを理由として、これを行うことができない(同法八九条)。
- (141) ただし、原判決について、①不法に、管轄違い・免許・不受理を言い渡したとき、②台湾刑法三七九条一款(法院の組織が適法でないとき)、二款(法律または裁判によって回避すべき法官が裁判に関与したとき)、六款(特別の規定がある場合を除いて、被告人が審判期日に出頭しないにもかかわらず、直ちに審判を行ったとき)、七款(本法によって弁護人を用いるべき事件またはすでに弁護人を指定した事件について弁護人が出頭しないにもかかわらず、審判を行ったとき)または一三款(審理に関与しない法官が判決に関与したとき)に規定する事由があつたとき、③請求を受けた事項について、判決をしなかつたとき、④法令の適用に誤りがあつてその誤りが事実の認定に影響を及ぼすことによつて、無罪判決が言い渡されたとき、事実の認定に誤りがあつてその誤認が判決に影響を及ぼしたとき、⑤法院が国民参加審判制度

の趣旨及び被告人の防御権の保障を斟酌し、適当であると認めるとき、判決をもって原審法院に差し戻さなければならぬ(同法九二条二項但書)。

(142) 前掲注(111)。

(143) 張永宏「国民法官制度——台湾における国民参与裁判の新たな展開と課題——」刑事法ジャーナル第六九号(二〇二一年)一〇九頁。

(144) 前掲注(111)。

(145) その内容については、司法院「強化第一審準備程序、第二審改採續審制——司法院通過《刑事訴訟法》修正草案打造堅實事實審制度新聞稿(刑事訴訟法部分條文修正案總說明[司法院院會])」<https://www.judicial.gov.tw/cp-1887-562698-3419d-1.html> 参照。

(146) 同草案は、行政院の連署後、立法院に送付される予定である。

(147) もつとも、上記、同草案三六六条の一、三六九条一項但書の規定は、簡易判決の控訴においては、準用しないとされる(同草案四五五条の一〔三項〕参照)。この点について、司法院『刑事訴訟法部分條文修正案總說明』(司法院、二〇二二年)二一頁においては、「簡易で迅速に裁判をすることが簡易手続の趣旨である。そのため、証拠調べ及び口頭弁論の規定は設けられていなかった。そこで、適正手続、被告人の訴訟権益を保障するため、第二審の審判においては、通常訴訟手続の証拠調べ及び口頭弁論が行われなければならない。これによって、完全なる手続の保障を充実することが必要となる」と説明されている。

(148) 司法院「強化第一審準備程序、第二審改採續審制——司法院通過《刑事訴訟法》修正草案打造堅實事實審制度新聞稿」<https://www.judicial.gov.tw/cp-1887-552698-3419d-1.html> (最終閲覧日：二〇二二年五月九日)。

(149) 司法院・前掲注(147)二〇頁。

(150) すでに見た通り、二〇一八年刑訴修正草案の刑事控訴制度においても、同様の問題が存在していた。

## 六 おわりに

本稿では、台湾の刑事手続法における刑事控訴制度に関する規定と運用の展開過程を確認した上で、清刑訴草案以降の各刑事控訴制度を体系的に分析した。

清刑訴草案（刑訴律、刑訴条例）、一九二八年・一九三五年刑訴法ないし台湾刑訴法下における刑事控訴制度のいずれにおいても、控訴の申立てにより、第二審法院は第一審法院において判決が行われた事件について、第一審の審理を継続するのではなく、最初から審理をやり直すものとされていた。このような制度は、「覆審制」と呼ばれてきた。しかしながら、実際には、各刑事手続法下における刑事控訴制度について、「三つの観点から導き出される控訴審の分析枠組」を用いて検討してみると、全て同一というわけではないことが判明した。すなわち、この基準の下では、清刑訴草案（刑訴律、刑訴条例）の刑事控訴制度は、「事件審理・資料非遮断・審理やり直し型」に、一九二八年刑訴法、一九三五年刑訴法及び台湾刑訴法は、「事件審理・資料遮断型」に分類されることとなるのである。

この「事件審理・資料非遮断・審理やり直し型」または「事件審理・資料遮断型」の刑事控訴制度の目的のいずれも、第一審が行った事件について改めて審理を行い、当事者の具体的救済及び法令解釈の統一を達成することに求められる。もともと、刑事控訴制度として、一九二八年刑訴法以来採用されてきた「事件審理・資料遮断型」の刑事控訴制度は、台湾の議論では、第一審が軽視されるおそれがある、濫控訴のおそれがある、裁判の重複が訴訟経済に反し、司法に関連する資源が有効に利用されていない等の批判にさらされていた。そこで、これらの問題に対する解決策として、刑事控訴制度について、「覆審制」（事件審理・資料非遮断型）を「事後審兼統審制」（第一審判決、審理型と事件審理・資料非遮断型・審理継続型の組み合わせ）、「統審制」（事件審理・資料非遮断型・審理継続型）に改めるとする修正草案が作成された。

そのうち、最も注目すべきなのは、二〇一八年刑訴修正草案、国民法官法、二〇二一年刑訴修正草案において導入されることが予定されている刑事控訴制度が「統審制」というための要件がそもそも満たされてはいなかったことである。

なぜなら、「統審制」というためには、第一審の訴訟行為が有効とされ、第二審法院の審理が第一審の訴訟資料を全て受け継ぐことが制度上の前提となるが、上記の各修正草案ないし国民法官法下における刑事控訴制度のいずれにおいても、そのような規定が設けられていなかったからである。

この点について、統審制が採用されている台湾の「民事訴訟法」を見てみると、同法四四五条二項前段は、「當事者は、第一審における口頭弁論の要旨を陳述しなければならない」と定め、同法四四八条は、「第一審においてした訴訟行為は、控訴審においてもその効力を有する」としている。そこで、刑事控訴制度についても、「統審」であることを明確にするためには、そのような旨を明文化することが望ましいと思われる。<sup>151)</sup>

以上のみてきた通り、台湾においては、刑事控訴制度として、刑事手続のいわゆる近代化に際して、明治刑法法のものそのまま継受されたこともあり、「覆審制」が採用されてきた。学説においては、それは第一審が職権主義・直接審理主義を採用したためであると説明するものがある。<sup>152)</sup> もともと、その後、台湾の刑事訴訟制度は、職権主義から「改良式当事者進行主義」へと転換し、それに伴い、刑事控訴制度の在り方も問われていた。

他方、日本の刑事訴訟制度は、第二次世界大戦後、新たな「刑事訴訟法」（昭和二三年法律第一三二号）の制定に伴い、「職権主義から当事者主義へと転換し、刑事控訴制度も従来の『覆審制』から事後審制へと改められた」とされ、これが台湾における刑事手続改革と方向性を同じくするものとして注目されている。<sup>153)</sup> この点については、「職権主義と覆審制、当事者主義と事後審制」を「職権主義か当事者主義かとする第一審の訴訟構造と控訴審の

「構造論」<sup>(154)</sup>とを組み合わせたもの」と理解する学説もある。

ところが、戦後、日本の「覆審制」の刑事控訴制度が一体いかなる理由により「事後審制」に転換されたか、「覆審制」の刑事控訴制度の運用については、どのような問題があったか、それが「職権主義か当事者主義か」という第一審の訴訟構造とどのような関連性を有していたか等の一連の問題に対する検討は、いまだ十分にはなされていないように思われる。これらの一連の問題に対する解答が十分に示されないまま、日本の戦後の刑事控訴制度の改革を、台湾にとつて、いかなる意味でいかなる程度参考にしてよいかは問題である。

もつとも、本稿の検討課題は、台湾の刑事手続法における刑事控訴制度に関する規定と運用の展開過程を紹介・検討することに限定される。具体的にいかなる第一審の訴訟構造といかなる控訴審の「構造論」の組み合わせ等が適切であるのかという問題については、日本の戦後の刑事控訴制度の変容とその改正の動向の検討と併せて、今後の課題として、取り組んでいきたい。

(151) もつとも、本稿の目的は、実施的な刑事控訴制度の運用面と制度面の問題点や欠陥を特定することに限定される。具体的にいかなる刑事控訴制度を採用すべきであるのかという問題については、第一審の訴訟構造と控訴審の「構造論」の関連性を十分に検討するまで留保しておきたい。この点については、後述する。

(152) 林永謀・前掲注(4)四四頁、蘇〓宋・前掲注(91)二二―二三頁。

(153) 呉・前掲注(25)九頁、王參和「我國刑事第二審構造改採事後審制之探討」月旦法學第一五二期(二〇〇八年)一三五―一三六頁、林永謀・前掲注(4)三頁、蘇〓宋・前掲注(91)二五頁。

(154) 黄・前掲注(4)七三一―七三四頁。